

平成28年熊本地震復興基金交付金の新たな支援事業の追加について

このたび、熊本地震復興基金交付支援事業において新たな支援事業が追加されました。
熊本地震発災時点の住居が被災したことにより応急的な住まいでの生活を余儀なくされ、県内に住まいを再建される世帯で、以下のいずれかに該当する世帯を対象に「すまいの再建」に係る支援策を実施します。

対象世帯

- 全壊又は大規模半壊の罹災証明書の交付世帯
- 半壊の罹災証明書の交付世帯で解体した世帯
- 応急仮設住宅の入居世帯
- 法に基づく長期避難世帯

自宅再建希望世帯

- ① 60歳以上の方に向けた支援
毎月支払う利子の一部を助成、月々の負担を軽減
リバースモーゲージ型の融資に対する利子助成
利子相当分を一括助成
- ② 一定額までの利子負担を軽減
借入額(850万円まで)の利子を助成
子育て世帯も安心して借りられるよう助成
利子相当分を一括助成

民間賃貸住宅希望世帯

- ③ 民間賃貸住宅への入居費用を助成
民間賃貸住宅入居の初期負担を軽減
礼金・仲介手数料を含め初期費用を助成
一律20万円

公営住宅希望を含むすべての世帯

④ 引越時の転居費用を助成

- 引越をする際の負担を軽減
- 引越費用を助成
一律10万円

自宅再建



賃貸住宅



公営住宅



① 60歳以上の方に向けた支援（リバースモーゲージ利子助成）

リバースモーゲージ（高齢者向け返済特例）型融資とは？



土地や建物＝担保

返済は利子のみ

ポイント！

元金は、借入者が亡くなれた時に、担保の土地や建物を売却し返済する

- 助成内容
県内で自宅を再建するために、金融機関等からリバースモーゲージ型の融資を受けた場合、その利子分について助成を行います。
- 助成の考え方
 - 助成対象借入額 借入額のうち 850 万円まで
(850 万円以上借入れの場合、850 万円として助成額を算定します。)
 - 助成額 借入額(限度額 850 万円) × 利率(※1) × 20 年分
※1 借入時の住宅金融支援機構(災害復興住宅融資)の利率と実際の借入契約の利率のいずれか低い利率とします。

② 一定額までの利子負担を軽減（自宅再建利子助成）

- 助成内容
県内で自宅を再建するために、金融機関等から融資を受けた場合、その利子分に対して助成を行います。
- 助成の考え方
 - 助成対象借入額 借入額のうち 850 万円まで
(850 万円以上借入れの場合、850 万円として助成額を算定します。)
 - 助成額 借入額(限度額 850 万円)と利率(※2)と実際の契約の借入期間に基づき算定
※2 借入時の住宅金融支援機構(災害復興住宅融資)の利率と実際の借入契約の利率のいずれか低い利率とします。
- 収入要件
 - 世帯収入(世帯員の合計) 500 万円以下(前年の課税証明書の合計)
 - 子育て世帯については、子ども 1 人の場合 550 万円、2 人の場合 600 万円、3 人以上の場合 700 万円に収入要件を緩和します。
 - 高齢者、障がい者についても、緩和措置があります。
 - 個人事業者等は所得で判断します。
※日本財団わがまち基金「被災住宅再建資金助成事業」との併用はできません。

③ 民間賃貸住宅への入居費用を助成（民間賃貸住宅入居支援助成）

- 助成内容
民間賃貸住宅へ入居する際に必要な礼金や仲介手数料等の初期費用を助成します。
- 助成の考え方
 - 一律 20 万円を助成
 - 現在入居されている借上型(みなし)仮設住宅について、個人名義の契約に切り替えられる場合も適用されます。

④ 引越時の転居費用を助成（転居費用助成）

- 助成内容
仮設住宅から自宅、民間賃貸住宅、公営住宅等へ転居する際の転居費用を助成します。
- 助成の考え方
 - 一律10万円を助成
 - 現在入居されている借上型(みなし)仮設住宅について、個人名義の契約に切り替えられる場合は対象となりません。

- すまいの再建に係る申請手続き・問合せ先（申請の受付は、平成 30 年 1 月 4 日から開始します。）
 - 山都町役場健康福祉課 福祉係 Tel (0967) 72-1229
(被災時にお住まいだった市町村役場にて申請願います。)
 - 県庁健康福祉政策課すまい対策室 Tel (096) 333-2839
- その他
現在、随時申請を受付している支援事業については広報やまと 7・8 月号又は山都町ホームページをご覧ください。

○平成 28 年熊本地震復興基金交付金に関する問合せについて
山都町役場企画政策課 復興推進室 Tel (0967) 72-1214